

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 萩野幹治 様 えて名 〒509-0109 日本国岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目21番地 アネックス・テクノ2	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 02.02.2010	

出願人又は代理人 の書類記号 P08130P	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
---------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2009/007051	国際出願日 (日.月.年) 21.12.2009	優先日 (日.月.年) 22.12.2008
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61M1/36(2006.01)i, A61M1/02(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)
 学校法人藤田学園

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日
 22.01.2010

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 小原 深美子 電話番号 03-3581-1101 内線 3346	3 I 3 5 1 0
---	---	-------------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

- a. タイプ 配列表
 配列表に関連するテーブル
- b. フォーマット 紙形式
 電子形式
- c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-12	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-12	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-12	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2007-504863 A (アフィリス・フォルシュングスーウント・エントヴィックルングス・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクテル・ハフツング) 2007. 03. 08, 段落【0001】、【0004】、【0005】、【0011】、【0014】、【0024】、【0041】、【0050】 - 【0054】

文献2 : JP 1-135533 A (鐘淵化学工業株式会社) 1989. 05. 29, 特許請求の範囲1, 2, 11、第2ページ右上欄第8行~10行、第2ページ左下欄第5行~第3ページ左上欄第15行、第4ページ左上欄第5行~左下欄第14行、第5ページ左下欄第15行~第6ページ左上欄最下行

文献3 : JP 2008-69346 A (株式会社カネカ) 2008. 03. 27, 段落【0003】 - 【0004】

請求項1-6、9-12に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、2より、進歩性を有しない。文献1には、アルツハイマー病の治療のために、血液等の体液からアミロイドβタンパク質(以下、「Aβ」という。)を効率的に除去するAβ除去材を備える装置であって、該除去材が、シリカ等からなる担体又はその表面にアルキル基を有する担体に抗Aβ抗体等を固定した免疫吸着カラムを有する、体外循環血液処理装置の発明(以下、「引用発明1」という。)が、記載されている。

請求項1-6、9-12に係る発明は、免疫吸着でなく、担体の表面の親和性でAβを吸着する点で、引用発明1と相違する。

文献2には、体外循環治療用の血清アミロイドA吸着材であって、コスト低減のために、吸着材の担体が、セルロース、シリカ、ポリビニルアルコール等からなる水不溶性担体で、担体表面の少なくとも一部に、アルキル基を有するものである点が開示されている。

してみれば、コスト低減のために、引用発明1の除去材の担体に、文献2の技術を適用して、化学的親和性により標的物質を捕捉する担体とすることは、当業者が容易に想到し得るものである。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項1の「アミロイドβタンパク除去材」との記載では、単に、特定の特性・機能を有する除去材を意味しているものなのか、アミロイドβタンパク除去用として用途限定されたデバイスであるのか不明りょうである。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、文献2には、無機質担体の表面に、固定化反応に用いるシラノール基等の官能基が存在する点が開示されている。

請求項7、8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3より進歩性を有しない。文献3には、体外循環血液処理用吸着材であって、担体の活性炭表面が、血液適合性の良いポリHEMAで処理され、リガンドを固定する必要がない点が開示されている。